

令和5年度有田川町物価高騰対応 重点支援給付金（7万円/1世帯）のご案内

- 有田川町物価高騰対応重点支援給付金（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年9月～12月中に家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 本町より令和5年度の「有田川町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)」が口座振込みにより給付され、かつその給付時点から世帯構成に変更が無い場合は手続き不要です。（プッシュ型振込）
振込先の変更、給付金の辞退をされる方は届出書の提出が必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり**7万円**

給付金の支給時期

プッシュ型振込の場合…**2月9日(金)**

※確認書等を提出された方や口座変更をされた方の支給は町が受理した日の翌月支払いとなります。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年9月～12月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

本町より令和5年度の「有田川町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)」が口座振込により給付され、かつその給付時点から世帯構成に変更が無い場合は手続きは不要です。前回と同じ口座へ自動的に振込されます。

それ以外の方には確認書が届きますので必要事項を記入し、返信してください。

返送期限：令和6年2月29日（木）必着

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

**申請期間：令和6年1月15日（月）
～令和6年2月29日（木）**

【問い合わせ先】

有田川町物価高騰対応
重点支援給付金コールセンター
0120-600-833（フリーダイヤル）

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 本町より令和5年度の「有田川町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)」が口座振り込みにより給付され、かつその給付時点から世帯構成に変更が無い場合には、プッシュ型振込のお知らせが届きます。(ピンク色の書類) 2月9日(金)に同じ口座へ自動で振り込みします。**手続きは不要です。**

※振込先の変更・給付金の辞退をされる方は届出書の提出が必要です。

届出書が必要な方はコールセンターまでお問い合わせください。(☎0120-600-833)

届出書様式や届出方法は町ホームページからも確認できます。

- 上記以外の世帯には給付内容や確認事項が書かれた確認書等が届きます。(青色の紙) 中身を確認し、有田川町に**返信してください。**

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

II 令和5年9月～12月の家計が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和5年9月～12月の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合: 93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 該当すると思われると思われる場合はコールセンターにお問い合わせください。

DV(ドメスティック・バイオレンス)等避難中^{※1}でも受給できる場合があります

- DV等で住所地^{※2}以外に避難中の方も、有田川町物価高騰対応重点支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令と収入要件)を満たせば、受給することができます。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

お問い合わせ

有田川町物価高騰対応

重点支援給付金コールセンター (担当課: やすらぎ福祉課)

有田川町役場金屋庁舎1階応接室内: 有田川町大字中井原136番地2



0120-600-833 (フリーダイヤル)

受付時間 午前8時30分～午後4時30分(土・日・祝日を除く)※令和6年1月15日開設